

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の経緯及び内容

- あん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験、きゆう師国家試験の実施にあたっては、指定試験・登録機関における積立金を用い、平成 23 年度から受験手数料を引き下げてきたが、平成 30 年度で当該積立金がなくなったところ。
- 一方で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の資格については、平成 19 年度をピークに受験者数及び免許登録者数が減少していることにより、受験手数料収入及び免許登録手数料収入が減少している。
- 指定試験・登録機関においても、事務所移転による賃借料の削減、職員の昇給停止、賞与額の削減等の経費削減に努めているところだが、国家試験及び免許登録事業を安定的かつ着実に実施するためにも、受験手数料及び免許登録手数料の引き上げを行うことが必要となっている。
- 以上より、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成 4 年政令第 301 号）第 11 条に定める国家試験の受験手数料の額及び第 12 条第 1 号に定める免許登録の手数料の額を、実施を勘案し、以下の表のとおり改めることとする。

	現行	改正後
受験手数料	11,600 円	14,400 円
免許登録手数料	5,200 円	5,600 円

2. 根拠法令

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 2 条第 7 項及び第 3 条の 24 第 2 項

3. 施行日等

- 公布日：令和元年 8 月上旬（予定）
- 施行日：令和元年 9 月 2 日